

金銭消費貸借契約条項

第1章 前提事項

第1条（各条項の適用）

次条以下の規定は、契約者が本件融資申込書（以下「本件融資申込書」という。）所定の事項を記入のうえ株式会社セディナ（以下「当社」という。）に対して融資を申し込み、当社が所定の審査手続を経てこの申込を承諾のうえ第3条に定める方法により融資金（以下「本件融資金」という。）を貸し付けたとき（以下「金銭消費貸借契約日」という。）に適用されます。当社所定の審査の結果、当社が申込を承諾しなかった場合には、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意」条項を除き、次条以下の規定は適用されません。

第2章 金銭消費貸借契約条項

第2条（金銭消費貸借契約の成立）

本件金銭消費貸借契約（以下「金銭消費貸借契約」という。）は、当社が契約者に対して金銭消費貸借契約日に本件融資金を貸し付けたときに成立します。本件融資金の金額は別途、当社より契約者に対し送付される融資内容項目（以下「融資内容」という。）内の融資金額記載の通りです。

第3条（融資実行）

本件融資金は、契約者が指定する表記金融機関口座への振込み、又は当社所定の方法により当社指定の窓口にて貸し付ける方法により行います。

第4条（融資金の返済・利息の計算方法）

1. 本件融資金の利息（実質年率）、返済方式、返済期間及び返済回数は融資内容記載の通りです。なお、本件融資金の各回のお支払い内容については、別途、当社より契約者に対して送付される「ご返済予定表」に従うものとします。
2. 本件融資金及びこれに対する利息その他契約者が金銭消費貸借契約に基づき当社に対して負担する一切の金銭債務（以下「本件債務」という。）は金銭消費貸借契約日の属する暦月の翌月以降毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日とし、以下「約定返済期日」という。）に契約者が指定する金融機関の口座から自動振替の方法により支払うものとします（以下「口座振替」という。）。
3. 本件金銭消費貸借契約の利息の計算方法は残債方式にて、当社所定の方法によるものとし、本件融資金について、金銭消費貸借契約日以降、毎月28日から翌月27日までの期間を1ヵ月として利息の計算をし、約定返済期日の支払い元本とともに後払いするものとします。但し、初回の利息は金銭消費貸借契約日に応じて、次項に定める期間の利息を加算するものとします。
4. 本件融資金について、金銭消費貸借契約日が1日から27日までの場合、金銭消費貸借契約日から27日

までの利息を、金銭消費貸借契約日が 29 日から 31 日までの場合、金銭消費貸借契約日から翌月 27 日までの利息を、各々1 年を 365 日（うるう年の場合は 1 年を 366 日）とする日割計算にて計算し、初回約定返済期日（ボーナス併用元利均等分割払いのボーナス返済分の利息については初回ボーナス月約定返済期日）に加算して後払いするものとします。なお、ボーナス併用元利均等分割払いの利息は、均等返済分とボーナス返済分を各々計算するものとします。

第 5 条（遅延損害金）

契約者が約定返済期日における本件債務の履行を遅滞したときは当該本件債務の元本金額に対して約定返済期日の翌日から完済の日に至るまで、契約者が第 7 条の規定により期限の利益を喪失したときは本件融資金残元本金額に対して期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日に至るまで、それぞれ年 20.0%の割合（但し、1 年を 365 日（うるう年の場合は 1 年を 366 日）とする日割計算）により計算される金額を遅延損害金として支払うものとします。

第 6 条（期限前の返済）

1. 一部繰上返済

契約者は、当社に対して事前に申し出ることにより、第 4 条の規定による返済のほか、本件債務の一部を当社所定の方法にて繰上返済することができます。但し、繰上返済金の本件債務への充当処理は、当社所定の方法によることに同意します。なお、この場合、毎月又はボーナス月の定額返済額・ボーナス支払月などの変更、又は、返済期間を短縮する場合は、当社所定の手続にて申請するものとし、一部繰上返済後の本件融資金の各回のお支払い内容については、別途、当社より契約者に対して送付される「ご返済予定表」に従います。

2. 全額繰上返済

契約者は、当社に対して事前に申し出ることにより、返済期間の途中で本件債務残額を当社所定の方法にて一括して返済することができます。但し、この場合、本件融資金残元本金額及び前回の約定返済期日（但し、毎月 27 日）の翌日（但し、初回の約定返済期日までに全額繰上返済を行う場合は金銭消費貸借契約日当日）から当該全額繰上返済期日までの期間に対して融資内容記載の割合（但し、1 年を 365 日（うるう年の場合は 1 年を 366 日）とする日割計算）により計算される利息を支払うものとします。

3. 二重支払にかかる精算等の同意

契約者は、当社の事務手続上、繰上返済を行った場合でも約定返済期日に口座振替が行われることがあること、この場合口座振替が行われた金員は後日当社所定の方法により契約者との間で精算することに同意します。

第 7 条（期限の利益の喪失）

1. 契約者が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、本件債務全額について当然に期限の利益を失い、未履行の本件債務全額を直ちに支払うものとします。

(1) 正当な事由なく 1 回でも本件債務の支払いを遅滞したとき

- (2) 振出、裏書、引受又は保証した手形・小切手の不渡を1回でも出したとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分を受けたとき
- (4) 仮差押、差押、若しくは競売の申請又は破産その他債務整理のための法的手続きの開始申立てがあったとき、債務整理（任意整理を含む）を開始する旨を当社に通知したとき
- (5) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく本人確認書類の提示・提出等がなされない場合において、当社が契約者に対し本人確認書類の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき
- (6) 契約者が現に有効な運転免許証の交付を受けている場合において、当社が契約者に対し運転免許証の番号を届出するよう求めたにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき
- (7) 当社との一切の取引約定の一つにでも違反したとき

2. 契約者が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本件債務全額について期限の利益を失い、未履行の本件債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 本件融資申込に際して、虚偽の申告があったとき
- (2) 契約者の信用状況が著しく悪化し又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 契約者が暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力であることを当社が知ったとき
- (4) 契約者が自ら又は第三者を利用して暴力的若しくは不当な要求行為をし、又は偽計若しくは威力を用いて当社の業務を妨害し若しくは信用を毀損したとき

第8条（届出事項の変更等）

1. 契約者は、当社に届け出た住所、氏名、勤務先（連絡先）、金融機関口座等について変更があった場合には、当社所定の届出書又は当社の認める方法により、遅滞なく当社へ届け出るものとします。
2. 契約者は、前項の届出を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があり、契約者がこれを証明したときはこの限りではありません。
3. 当社が契約者宛てに発送した通知が、不在のため郵便局に留置されたときは留置期間満了時に、受領を拒絶したときは受領拒絶時に、それぞれ契約者に到達したものとみなします。但し、契約者にやむを得ない事情があり、契約者がこれを証明したときはこの限りではありません。

第9条（公正証書の作成及び担保の差入れ）

1. 契約者は、当社の求めに応じていつでも本件債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するための必要な手続をとるものとします。なお、このために要した費用は契約者の負担とします。
2. 契約者は、当社が債権保全のため必要と認めた場合には、当社の求めに応じて直ちに当社の承認する担保を差し入れ、又は連帯保証人を立てるものとします。

第10条（諸費用の負担）

1. 当社所定の届出及び問合せその他本契約に基づいて発生する費用（当社への連絡のため契約者が支払う郵送料、電話料金、返済のため契約者が金融機関に支払う振込手数料等）は、契約者の負担とします。
2. 契約の締結及び債務の弁済の費用であって、次に掲げるものは、契約者の負担とします。
 - (1) 公租公課の支払に充てられるべきもの
 - (2) 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの
 - (3) 貸金業法の規定により貸付けに関して契約者に交付された書面の再発行手数料

第 11 条（払戻金及び返済金の充当）

1. 契約者は、前条第 2 項の費用に関して払戻金が生じた場合は、当社所定の手続により本件債務に充当することに同意するものとします。
2. 契約者は、前項の払戻金が本件債務を完済させるに足りないときは、契約者への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により充当しても異議ないものとします。

第 12 条（書類の提出及び契約書等の返還）

1. 契約者は、当社が金銭消費貸借契約のため必要と認める書類（法令で定める書類を含む。）の提出を求めた場合、すみやかに応じるものとします。なお、契約者は、当社に提出した書類の返還については法令で定める場合又は当社が特に認めた場合を除き行われないうこと、及び法令で定める書類のうち当社において取得可能な書類を当社が取得することにそれぞれ同意するものとします。
2. 契約者は、当社に対して、本件債務の完済後、直ちに債権証書（金銭消費貸借契約書等）の返還を請求するものとします。なお、債権証書は、当社において完済後 3 ヶ月間保管しますが、その期間内に契約者から返還請求がない場合は、当社の責任と負担において廃棄処分されても異議ないものとします。

第 13 条（貸金業法の適用）

1. 金銭消費貸借契約については「貸金業法」が適用されます。
2. 貸金業法第 17 条第 1 項の規定に基づき当社が契約者に通知する項目は、融資内容及び金銭消費貸借契約条項記載の通りです。
3. 第 14 条第 3 項に基づき当社が金銭消費貸借契約条項を変更した場合において貸金業法の規定に基づき当社が契約者に通知すべき項目が発生したときは、当社より契約者に対して別途通知を行います。

第 14 条（承諾事項）

1. 契約者は、当社が、金銭消費貸借契約に基づき契約者に対して有する債権の全部又は一部を第三者に譲渡すること、及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることを予め異議なく承諾するものとします。
2. 契約者は、本件債務について、当社の関連会社又は当社の指定する者が集金や事務処理の代行等を行うことを予め異議なく承諾するものとします。

3. 契約者は、適用ある法令の変更等のため当社が必要と判断した場合には、金銭消費貸借契約条項を変更することを予め異議なく承諾するものとします。

第15条（合意管轄）

契約者は、金銭消費貸借契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本店、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審裁判所とすることに同意するものとします。

【相談窓口】

ご利用についてのお問合せ、ご相談および本規約についてのお問合せ、ご相談および宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止や個人情報に関するお問合せについては、株式会社セディナ「アンサーセンター 03-5638-3211、06-6339-4074」東京都墨田区菊川三丁目17番2号 〒130-8548 におたずねください。

株式会社セディナ

東京都墨田区菊川三丁目17番2号 〒130-8548

登録番号／東海財務局長(9)第00166号 日本貸金業協会 会員 第000007号